

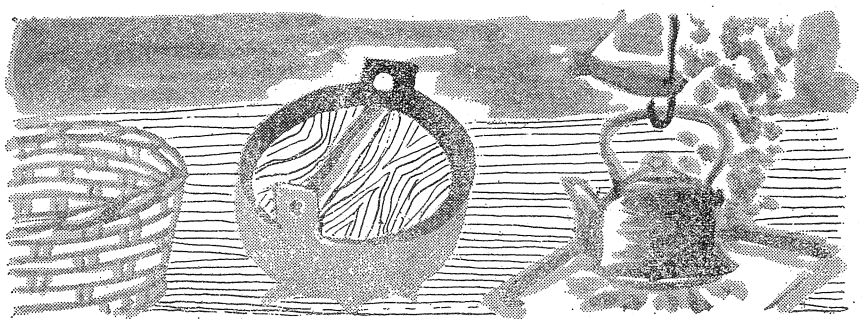
教育委員会月報

昭和43年1月号 (No. 209)

- 年頭の所感
- 教育委員会の学校管理権と校長の校務掌理権(一)
- 教員は政治的に中立でありうるか(完)
- 諸外国の教育事情を視察して(座談会)



文部省教育委員会地方部



もくじ(昭四三・一)

法令用語②「調整手当」

年頭の所感

灘尾 弘吉……(四)

教育委員会の学校管理権と

今村 武俊……(八)

校長の校務掌理権(一)

教員は政治的に中立で

逸見 博昌……(一二)

ありうるか(三)——完——

——「教育の政治的中立」との関連において——

定時制・通信制の

斎藤 諦淳……(四六)

発足から二十年

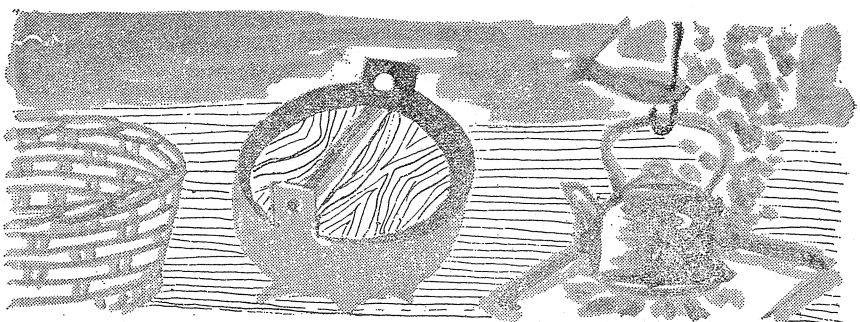
昭和四十三年度予算(地方課)

今村 義則……(五二)

について

初中局地方課人事異動

……(六四)



諸外国の教育事情を視察して(座談会)

……(三〇)

文化財の防災

日名子 元雄……(一五)

——消防法施行令改正に伴なう諸問題——

教育関係判例講座④

年次有給休暇

山田 勝兵……(五六)

講座

学校管理講座⑤

学校施設の使用

糟谷 正彦……(六六)

教育研究団体の紹介(四)

神奈川県小学校管理運営研究会の巻

坂東 忠彦……(七二)

質問箱

公平審理における代理人の選任について

……(一一)

住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法

施行令および学校教育法施行規則の

一部改正について……(七六)

HUMOROUS(一局削減)

……(六五)

文化財の防災

—消防法施行令改正に伴なう諸問題—



日 名 子 元 雄

— ま え が き —

文化財の防災

戦後まもなく、昭和二十三年消防法が成立し、それをうける消防法施行令が同三十六年に成立施行された。この施行令ではじめて文化財建造物が、防火対象物のひとつとしてとりあげられ、文化財建造物の防火対策が、その法的な根拠をともかくも得ることとなった。しかしこの際の法的規制は、比較的ゆるやかなものであり、どちらかといえば、なまぬるい感は免れなかった。その後これらの法令は、いづれもいく度かの改正を経てきたが、昭和四十一年十二月十五日公布の政令の一部改正は、文化財建造物に関する防火対策に、一歩前進をつよく促すものとなった。

もちろん、これらの法令の制定、改正を担当するのは国家消防庁であって文化財保護委員会ではなく、またこれらの法令は、社会全般の防火対象物を含むものであり、文化財建造物のみを対象としたものではない。しかし重要文化財として指定保護をうけた建造物は、明治三十年古社寺保存法制定以来約二六〇〇棟以上になるが、今日まで約七十年間に約二五〇棟余りが焼失のため、指定解除になっている。このうち二二〇棟以上は、第二次大戦の戦災をうけたものであるが、これらを除いても、三〇棟以上が一般火災により焼失している。ごく新しいところでは昭和四十二年七月に、富山県の日石寺本堂が信者の失火による寺内の火災により、類焼焼失している。また焼失、指定解除とまではなかったが、火災事故による一部焼損した例で

は、法隆寺金堂や日光本地堂（鳴竜）などがあり、その他ほやとか未然に防いだ出火事故などを含めると、恐らく毎年一件以上の火災事故が現実には発生しているとみても、まちがいはない。文化財建造物というものは、ひとたび焼失したら、とりかえしのつかぬものである。絶対に焼いてはならぬものであるにも拘らず、現実はその非情な事実を示している。ところで文化財保護法は、文化財建造物の防災対策について、指導、勧告または財政援助に関する事項を含んではいても、法の趣旨からみて、防火対策やその設備などの具体的基準を定めたり、規制を行ったりはしていない。それを消防法やその関係法令が補完してくれているのであるから、文化財関係者は所有者を含めて、これらの法令の精神を十分くみとり、生かしてゆくことを考えねばならない。

そこで、法令の趣旨、とくに昭和四十一年十二月の施行令の一部改正の内容と、その改正に伴う問題点などのうち、文化財に関連する事項のみについて、その概略を記してみたい。

二 消防法令とその改正内容

消防法には、消防に関する基本的事項を定め、規定内容の細目については、その多くを施行令に任せている。

消防法では、まず消防用設備を設置しなければならない建造

に及び、消防設備の各種の程度を組み合せを、施行令第八条から第三十三条にわたって、詳細な規定がなされている。

しかし、この規定によって、文化財建造物に設置を要求されているのは、簡易消火器具（令第十条）と自動火災報知設備（令第二十一条）の二項目だけしかない。しかも昭和四十一年政令改正以前の法令では、法令施行日以前に指定された文化財には、自動火災報知設備は除外され、法令施行日以降に新たに指定される文化財建造物と、既指定のものでも、増築、改築または大規模な修繕を行った場合のみ、適用をうけることとなっていた。（法第十七条の二、令第三十四条）文化財建造物には、改築は原則として考えられず、増築も一般的には行われない。だから法的規制は、昭和三十六年以降の新指定物件と、同じく同年以降に大修理を実施するものみに及び、その他の文化財指定建造物（量としては、指定文化財のほとんど）にはおおよそでなかったのである。

ところが今回の政令の改正には、文化財に対する自動火災報知設備の設置緩和規定が削除される項目が含まれた。つまり文化財建造物に設置を要求され、義務づけられる消防用設備は、従来から規定されている簡易消火器具のほか、原則として例外なしに、自動火災報知設備が挙げられることとなり、しかもその設置期限までが昭和四十四年十月一日と定められた。（昭和

物を規定して、防火対象物と呼んでいるが（法第十七条）どのような建造物が防火対象物として取扱われるか、また設置しなければならない消防用設備とは、どのようなものかは施行令に一任してある。

そこで防火対象物としては、学校、病院、工場、博物館など、その内容や種類に応じて二十項目が掲げられているが、その十七番目に、文化財関係の建造物が挙げられている。（令第六条）それをここに抜書すれば次のとおりである。

文化財保護法の規定によって重要文化財、重要民俗資料、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

次に、設置を要する消防用設備の具体的な細目については、次のような規定がある。

消防設備として、消火器など簡易消火用具から動力ポンプまでの十種類。警報設備として、自動火災報知設備やサイレンなど四種類。避難設備として、すべり台など避難用具と誘導燈などの二種類。（令第七条）

しかしこれら消防設備、警報設備および避難設備に関しても、その種類、内容、規模などに多種多様のものがあり、単純には規定できないので、防火対象物二〇項目のそれぞれの内容

四一・一二・一五、政令第三百七十九号、消防法施行令の一部を改正する政令、第三十四条および附則）

三 今後の問題点

以上が文化財防災に関連する、消防法並びに同施行令と、改正政令のきわめて大ざっぱな概要であるが、もちろんこの改正の内容には、このほかに、防火管理者の責務に関する事項、消防設備の点検に関する事項など、いろいろな項目があるが、ここではそれらについては省くこととして、消防法一般ではなく、文化財保護行政の立場から、消防関係法令に関連する諸問題を考えてみたい。

すでに述べたとおり、消防関係法令によって文化財建造物が規制され、要求される消防用設備としては、単に火災の早期発見と、初期消火に関する設備や器具のみである。しかし現実をみると、文化財の防災はこれだけで決して安心したり、満足したりできるものではないことは自ら明らかである。むしろ、もっと積極的な防災対策を推進しなければならない。防火貯水槽、動力ポンプ設備、消火栓、ドレンチャーターなどの消火施設、避雷針や環境によっては防火壁や消防道路または火除地の設定、防火樹の植栽なども考慮されなければならない。このことは、明治三十年古社寺保存法が成立して、はじめて法律による文化財

国宝・重要文化財(建造物)防災施設実施状況

昭42.12.1現在

区分 数	施設区分 ()内は石造物のみの所有者			
	所在地数	総合防災	部分防災	末記置
所在地別	945(92)	152	220	573(92)
指定棟数	2,307	358	513	1,436

(注) 総合防災とは、警報、避雷、消火関係の設備を具備したものを用いる。

防災施設種類別実施状況

昭42.12.1現在

種 類	実施箇所数
消防署直結火災報知機	100箇所
自動火災報知設備	225
貯水槽	154
動力消防ポンプ	73
消火栓	189
ドレンチャ一	39
避雷設備	191
防火壁	11
消防道路	32
火除地	4

(注) 一個所に数種類の施設を設備したところがあるので実施箇所数は防災施設実施箇所数よりも多くなっている。

保護制度が誕生して以来、昭和四年に国宝保存法となり、さらに昭和二十五年文化財保護法制定となって、一段と大きく発展したきっかけが、法隆寺金堂の不幸な火災事故にあったということが、何よりも雄弁にこのことを物語っている。

だから消防関係法規の規制があるなしに拘らず、状況に応じた十分な施設を考えなければならぬ。それが消防法令の規定に強要されて、ようやく設備の充足がその緒につくというので

は、文化財保護に当る関係者としては、正直にいてあまり面目のたつことではない。もちろん文化財保護法制定以前においても、重要な文化財建造物については、消火栓や避雷針などが設置されてきた。そして保護法が公布され、文化財保護委員会が成立されてからは、文化財防災は従来からみれば、飛躍的な足どりで発展してきた。にも拘らず文化財全体からみれば、はるかに道とおしの感を免かれない。

昭和三十二年現在の防災施設設置の実施状況を示すと、上の表のとおりとなる。

これだけの最少限の設備を全国に実施するにも、なお六、七億円程度の経費を要すると見込まれている。文化財保護委員会のもつ建造物防災の補助金は、昭和四十二年で約二億三千万円しかない。この予算の大巾な増額なしには、文化財防災の早急な充実がきわめて困難であるが、その緊急性を考えれば、国とともに所有者や地方公共団体とともに、その経費の負担について、一段の努力が望まれるのではなからうか。これが当面する問題点の一つである。

次に、消防法令によれば、前述のように文化財指定建造物はすべて一律に、簡易消火器と自動火災報知設備が要求されているが、重要文化財や重要美術品に指定または認定されている建造物の種類には、石造の塔や橋などが相当数あり、また土塀や鳥居などといったものも少なくない。また社寺などの建物で里を離れた所にあつて、常時管理する人の不在のもの、またはたとえ人はいても、きわめて少人数だとか老令とかいった場合もある。これらをすべて含めて、機械的に法令の規定を強制することは、はなはだしい矛盾や、いちじるしく困難なことも生じるであろう。これらの点についても、一応考慮して消防法施行令では、文化財所在地の消防関係責任者(消防長や消防署長、消防本部のないところは市町村長)の認定によって、ある程度の適用除外の判断ができるようになっていく。(令第三十二条)

また消防法施行規則によっても、適用除外の対象を規定している(規則第二十三条) 具体的には、地元においてこれらの機関とよく協議することが必要である。また重要美術品に認定された物件には、現状では国は補助金を交付していない。このことも含めて以上が第二の問題点である。

第三としては、消防法令の対象はすべて指定文化財に限られているが、社寺などにおいて、指定建造物自体よりも、それに接続または近接した同一境内の建物で、むしろ火災発生の際の多い場合もあり、その場合は当然それらを含めた一体としての設備を考えなければならないが、その限度についても十分な検討がなされなければならない。これにもその土地の消防機関の意見が、必要となってくるであろう。

第四には、このようにして設置された消防用設備は、設置完了したというだけで、安心するわけにゆかないことはいうまでもない。日常の管理、点検それに訓練が必要となる。もちろんこのことは、設置した施設だけを対象とする問題ではなく、指定文化財そのものを含めた環境全体が、対象となることはいうまでもないが、防火用設備の機械的性能その他の条件に応じた、適切な管理、点検が継続的に行われ、その訓練がなされていなければ、いかなる設備も死んだものとなるだろう。施設規則第三十三条には、消防用設備の点検について、その外観的異

状有無の点検は三か月に一度以上、作動、性能寺の機能上の点検は年に一度以上、設備の精密検査は五年に一度以上行なうことを規定している。しかし現実には文化財に対する施設には、もっとひんばんに行なうべきであろう。避雷針検査は年一回、自動火災報知装置については年四回以上を最低線とわれわれは考えている。しかもこれらの点検には、専門技術者に依頼しなければならぬことが多いから、すでに設計立案のはじめから、完了後の管理、点検のみとおしについての配慮を必要とする。

以上のほか、消防法令に関連した問題としては、現行の施行令が公布施行された昭和三十六年四月以前に設置された消防用設備のなかには現行施行令に定める設備基準に達しないものが、少なくないということがある。このことはこれらの設備がだんだんと改良され、性能がよりよくなってきたことに対応して、法令の基準をたかめたものであるが、既設のものに関しては、法令上では一応暫定的に承認している。しかし機会を求めているべく早い時期に、設備を改めるのが当然であろう。

また文化財建造物の七割以上は、社寺関係の建造物で占められているが、社寺の建物は文化財に指定されなくとも、政令で同じく防火対象物として指定され（令第六条）それらの建物がある一定以上の規模をもった場合、その大きさの段階に応じ、消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備などの設置につ

いての規定が定められている。だから社寺の文化財建造物の防火設備計画を考える場合には、指定されてない建物との関連についても、一応検討する必要があるであろう。

この他、文化財の防災について、その個々の具体的計画を立案し、またそれを実施に移す場合には、ここで十分述べ得なかった、またはまったくふれなかったいろいろな問題点が生じることも、十分考えられる。まず地元の消防専門機関との連絡、協議またはその指導を依頼することが、大切と思われる。

以上文化財の防災について、最近の政令改正に関連して、その概略を記してみた。しかし要するに、文化財を含めて防災ということとは、各種の施設を充実することはもちろん大切であるが、それを生かすも殺すも人であるという平凡なことをやはり最後にいっておきたい。

（ひなご もとお・文化財保護委員会建造物課長）

あとがき

▲ 新しい年昭和四十三年を迎え、全国の読者のみなさんには、新たな希望と抱負をもって、日夜、教育問題にとりくんでおられることでしょう。

今年には明治百年にあたり、先人の歩んできた跡をふりかえり、これからの発展を期する記念すべき年であろうと思います。

徳川時代の長い鎖国の夢破れて開国した日本は、欧米の文化を取り入れ、近代化への発展の道をまっしぐらに進んできました。このめざましい発展のかげに、われわれは「教育の力」を感じます。

▲ 本誌では、例年と同様に、まず大臣の「年頭の所感」を掲載した。

▲ 最近、学校経営の近代化ということがしばしば論じられてはいるが、抽象的で漠然とした議論が多いように思われます。

る。そこで初中局の今村審議官に三回にわたって教育委員会の管理権と校長の校務掌理権との関係を現行法令にそくして具体的に解説していただくことにした。なお、本稿は近く発行される予定の「学校教育法解説」の一部を筆者に若干、手を加えてもらって掲載したものである。

▲ 毎年、行なっている「学校長等海外教育事情視察団」の派遣は九回目となった。今年もアメリカ・ヨーロッパを訪れた方に集まっていたが、海外の教育事情について話し合ってもらった。このなかで、日本のよさを再発見したという発言は印象的である。

▲ 昨年十一月号から三回にわたっておくりした「教員は政治的に中立であるか」は本号をもって終了します。

▲ このところ月報の発行がおくれがち

で読者のみなさんにご迷惑をおかけしていますが、正常に復するよう努力をいたしたいと思えます。

教育委員会月報 第19巻 第10号 MEJ 9856

省 部 文 権 者 作 行 著 発

印刷者 東京都港区西新橋3丁目6番10号
大日本法令印刷株式会社